

# 「チームちわわ」奮闘記

～アイフル被害対策全国会議はかく闘えり～

アイフル被害対策全国会議事務局長 弁護士 辰巳裕規

## (1) アイフル被害対策全国会議設立の経緯～東の武富士、西のアイフル～

アイフル被害対策全国会議は2005年4月にアイフルの本社が存する京都にて結成された。当時、アイフルはライフ・シティズ・トライトなどのグループ会社を含めてサラ金業界1位に躍進していた。「チワワ」をキャラクターにしたテレビCMは好感度NO1を受賞し、ソフトなイメージで顧客・貸付残高を着実に伸ばしていた。しかし、アイフルは急成長するその陰で、執拗かつ威圧的な取り立て行為や不動産担保ローン被害が散見され、また当時は取引履歴の開示にも抵抗を示していた。武富士については既に被害対策会議が結成され、また会長の盗聴事件などもあり、その異常さが明るみとなっていたが、これは武富士という会社が特殊なだけであるとの誤った理解がなされている感もあった。急成長するアイフルについても被害実態を社会に告発し、高金利・過剰融資・過酷な取立がサラ金業界全体の問題であり是正がなされなければならないことを訴えるために当会議が設立されたのである。また、2007年1月までに出資法の刑罰金利の見直しがなされることが2003年の出資法改正時に附則で既に決まっていた。多重債務被害の根源である高金利の引き下げを実現するために、アイフルの違法行為を社会に広く告発し、高金利引き下げに向けた世論形成をすることが当対策会議に期待されていたのである。当会議は、短期間に所期の目的を実現することが求められていたのである。

## (2) アイフル被害対策全国会議の4つの取り組みと活動方針～「アイフルおばさん」登場！～

当会議では、発足前にアイフルに関する被害アンケートを実施したところ、アイフルについては4つの問題があることが浮き彫りとなった。すなわち①他社にも比して執拗かつ威圧的な取り立て行為の存在、②アイフルに特徴的な不動産担保ローン被害、③取引履歴を開示しない、3年分しか開示しないなどの履歴不開示、④実態に反するソフトなテレビCMの氾濫、である。そこで、取立問題対策班、不動産担保ローン被害班、取引履歴不開示問題班（後に集団過払提訴班）そしてCM問題班に班分けをし、各班において鋭意課題に取り組むこととした。ところで、当会議は、代表に河野聡弁護士という職務に常に厳しい姿勢で臨みつつも、ユーモアを忘れない人物を担ぎ上げていた。そして相手はチワワCMで絶好調のアイフルである。アイフルの「ノリ」に対抗するには当会議も「ノリ」で勝負をしようということに自然となっていた。「運動は楽しくなければならぬ」とは代表の弁である。今振り返ると狂想曲のような運動が約2年ほど継続した。当会議が運動の上で重視したのは、①メーリングリストの活用、②ホームページや運動グッズ作成、③各地被害者の会との連携と「懇親会」、④マスコミ対策であった。①メーリングリストについては、チームチワワという名称が付され、弁護士・司法書士や事務職員、被害者の会相談員をはじめ、記者・学者など

幅広い業種の方に参加頂き多角的かつ極めて活発な意見交換が行われた。また、②アイフル被害対策全国会議ではホームページを開設したが、そこにはアイフルに自宅を奪われ犬をかかえたかわいそうな「おばさん」の絵が掲載された。この絵はいかなる文章よりもアイフル被害の実態を強烈に印象づけるものである。このホームページは、「アイフル」で検索をしても高順位に位置するようになった。また、この「アイフルおばさん」をポスターや絵はがき、手旗など運動グッズにし集会やデモ行進でもこの上ないインパクトを与え、運動を鼓舞した。また販売代金は予算に乏しい当会議の貴重な資金源となった。なお、小川弘子さんデザインのチームチワワ T シャツは、これまでのクレサラ運動において珍しくとてもセンスがよいものに仕上がりと、運動にたずさわる私たちの心を和ませた。③そして、アイフル被害といっても、弁護士等が代理人として関与をする場合はさすがに違法行為は行われにくい。被害情報が集まるのは、被害者が直接アイフルと交渉し駆け込む被害者の会であった。そこで、京都を皮切りに、松山・静岡・埼玉・名古屋の各地の集会では被害者の会と連携して被害発掘に努めたし、松山たちばなの会に寄せられた被害情報は、後のアイフルの行政処分につながる貴重なものであった。そして、アイフル被害の根絶と高金利引き下げの実現への思いを集会や運動の都度代表が命をかけるると宣言する懇親会で共有した。苦勞をしたのは④マスコミ対策である。当会議が設立された2005年4月頃はアイフルのテレビ CM 真っ盛りであり、マスコミの反応はやはり鈍いものがあった。しかし、熱心に取材をしてくださる記者もいるので、そのような記者とのつながりを大切に。「記者さんリスト」を作成し、当会議の様々な活動についてその都度 FAX で報告をした。記事にならなくとも FAX を「垂れ流し」続けた。また特に熱心に取材をしてくれる記者には、時折、特定の事案を「独占」取材してもらった。アイフルは莫大な広告料でマスコミを利用している。当会議には勿論そのようなことはできない。しかし「被害事実」がマスコミを「ただ」で動かすのである。

### (3) 主な活動と成果

当会議の運動はわずか2年弱という短期間に極めて多岐に展開された。その全てをここで紹介する余裕はないが、主だったものを以下紹介する。詳しくは当会議のホームページ (<http://www.i-less.net>) を御覧いただきたい。

#### a 集団過払一斉提訴～グレーゾーン金利に社会的関心を呼ぶ～

当会議の呼びかけで、2005年7月25日アイフルに対し集団過払および履歴不開示慰謝料を提訴した(全国27府県25地裁(支部を含む)・67簡裁、原告総数448名、請求総額3億4104万4526円)。集計に神経を尖らせた南里愛司法書士(兵庫)の尽力により「3億円」を超えたことから新聞のみならずテレビにおいても比較的大きく報じられた。更に7月19日に最高裁で取引履歴不開示を違法とする判決が出された直後だったという絶好のタイミングでの提訴となった。提唱者の河野聡代表が意図していたか否かは今なお謎である。ところでこの集団過払提訴については同年11月7日に回収額1億円に達する中間報告という形で記者会見をした。他の訴訟の第1回弁論期日の記者レクの「ついで」に行ったものであり、特に大きく報じてもらうことは期待していなかったが、なぜか

カメラが一台入っていた。そして、この「アイフルから1億円回収」の報道がNHKの21時台の全国ニュースで大きく報じられたのである（筆者は行きつけの居酒屋のテレビで突然自分が映る姿を見て驚嘆した始末である）。この頃から、「グレーゾーン金利」が取り上げられることが多くなったのである。提訴時には記者会見などをしながらも、その後の経過報告、結果報告は怠りがちであるが、継続的な報告も大切である。

#### b アイフル「3大」取立被害訴訟～「金策」「5000円」「じじい」

当会議の発足前の2004年11月末に、愛媛県において連日1時間にもわたり債務者に執拗に金策を迫り、事実上第三者からの借入れによる返済を求めるという被害事件が発生した。この取立の状況については松山たちばなの会の青野貴美子事務局長やサラ金被害問題を現場から熱心に報じ続けてこられたジャーナリストの三宅勝久氏の尽力により録音がなされた。これが後のアイフル業務停止処分へ大きな役割を果たすこととなった。改めて両名の日々の活動に敬意を表したい。この「金策」事件については愛媛の弁護士の支援のもと松山地裁に提訴をした。また、アイフルが神戸市内の生活保護者からなけなしの5000円を取り立てた事件について、訴額を5000円とし、「5000円返せ」訴訟を神戸簡裁に提訴した。衝撃的であったのは、熊本大地の会の相談員である吉田洋一さんに対し自己破産申し立ての協力要請書の撤回を求め、「ばかたれ～」「じじい」などと罵倒した事件である。これについて、アイフルは自社の従業員の関与を強く否定していた。しかし、事案の経緯に鑑みてもアイフルの関係者による罵倒としか考えられない。この件について、2007年7月27日第一審の熊本地裁はアイフルの関係者による行為であると認定し、吉田さんの慰謝料請求を認容した。

#### c CM中止の申し入れ活動～首都をかけるチワワ～

アイフルと言えば、「チワワ」のCMである。2005年度はまだまだサラ金CM黄金期であった。テレビをつけるとサラ金CMが氾濫していた。私たちは、アイフルのCM・広告の中止あるいは金利の適正表示を求めて、数度にわたり在京キー局、大手新聞社やJAROに対してCM中止の申し入れを行った。井上真知子司法書士（兵庫）の檄のもと、3班体制を組み、あたかも芸能人のように分刻みで各局を駆け回った。各社の広告担当者もサラ金CM氾濫の問題性は個人としては認識しつつも、広告料との関係でこれを止めることはできないとのことであった。後にアイフルが行政処分となり一時広告は中止され、また業界の自主規制という形で（更に業績悪化により）テレビCMや広告は一時期よりは減少した（もっともテレビCMは2007年1月に再開されている）。しかし、サラ金被害の拡散にテレビCMが加担していたのは紛れもない事実である。今でこそ多重債務被害を報じるマスコミであるが、自らが広告料欲しさに、その被害を拡散してきたことに対する真摯な反省は全くなされていないことを忘れてはならない。

#### d 不動産担保ローン被害～「略奪的貸付」「おまとめローン」～

アイフルは貸付残高を伸ばし同業他社を追い抜くための戦略として大口融資が望める「不動産担保ローン」を主力商品としていることに特色がある。営業担当者が成績をのばす

ために、強引な不動産担保ローン獲得が行われ、障がい者・高齢者の居住用不動産まで担保として奪い取る事案が散見された。また、他社債務を一本化する「おまとめローン」は典型的な過剰融資であり、もとより不動産売却による返済を当て込んだ日本版の「略奪的貸付」であった。同様に不動産担保ローンを扱うCFJとの「キャッチボール」被害も存した。この不動産担保被害についても様々な提訴行動や立法提言を行い、2006年の国会審議では、大門実紀史参議院議員議員より「略奪的貸付」「おまとめローン」「キャッチボール」という言葉を用いて質疑が行われるまでに至った。もっとも改正法では不動産担保ローンを直接規制する規定は設けられるには至っていない（過剰融資規制において一定の配慮がなされたにすぎんばい）。また、この不動産担保ローン被害にはこれに安易に関与する登記司法書士の存在がある。司法書士の責任については故岡田直人司法書士が当会議の設立当初から熱心に訴えていた。司法書士が多重債務被害救済活動に大きな役割を果たし市民の信頼を得ているからこそ、不適正な不動産担保ローンへの加担行為の防止が強く望まれる。

#### e 消費者信用団体生命保険問題～「命を担保に」～

2005年8月の松山集会において、当会議の弘中照美さんが肉親の多重債務による自死という悲しい事実を乗り越えて、アイフルが送付してきた消費者信用団体生命保険のための死亡診断書の提出要請について告発した。これまで消費者信用団体生命保険の実態は必ずしも明らかではなかったし、債務を相続人に負担させないという「機能」があることからこれを正面から問題視をしていた実務家は少なかったと思われる（三宅勝久氏がかねてより、この保険の問題を取り上げていたのは同氏の着眼点の鋭さによるものである）。しかし、多重債務による自殺者が年間8000人にも及ぶ異常な状況下で、債務者を自殺に追い込むことにより債権者が保険金を受け取ることができる制度は、「命を担保」とするものであり公序良俗に反するのではないかと、また借主のほとんどは自らに生命保険がかけられていることを認識していないのではないかと、過払いであるのに保険を受け取ることができるのは二重取りではないかなど大きな疑問が生じた。また、この生命保険の支払件数や支払原因を数値として明らかにすることにより、多重債務による自殺の実態が客観的に検証できるのではないかと。しかしアイフルも生命保険会社もその数値をひた隠しにしたため、2006年3月にアイフルと幹事会社である明治安田生命を被告として神戸地裁に保険金請求権不存在確認訴訟を提訴をした。この訴訟については、貸金業法改正論議において「特例高金利」「短期小口の例外」など金利引き下げが危機的となっていた同年8月半ば以降、毎日新聞の一面に大きくクローズアップされ、テレビ局各社も連日のように取り上げられることとなった。その結果、国会において、消費者信用団体生命保険の実態が一部明らかとなり、多重債務と自殺者数の関係が裏付けられるに至ったのである。高金利・多重債務問題が「命の問題」であることを社会に広く伝えることができたものであり、同訴訟の効果は極めて大きかったといえる。

#### (4) 最後に

この運動では、多くの被害者の会相談員、学者、記者、司法書士、弁護士等の力を結集し短

期間で大きな成果を上げることができた。もっとも、これは現にアイフルによる被害が実在し、それを広いあげていったからである。その意味では、あくまで運動の「素」は日々の相談活動の中にある。私たちの武器は「被害事実」である。また、それを拾い上げる「嗅覚」である。そして、それを多くの仲間と「連帯」して、想像力を駆使しながら様々な手法訴えていくことが大切である。そして、やはり運動は楽しくなければならない。アイフルをめぐる問題は、ライフやシティズなどグループ企業の問題も含めてなお継続中であり、チームチワワの闘いはなお続いている。

以 上